

健康保険被扶養者確認届（要所得確認者）

※健保記入欄

1次確認	2次確認	担当者

太枠内をご記入のうえ、添付書類をホチキス留めして事務担当者の方へご提出ください。

◆被保険者

記号一番号	—	氏名	
-------	---	----	--

配偶者の有無
(該当する方に○)

有 ・ 無

裏面をご確認のうえ、どちらかあてはまる方にご記入ください

◆対象となる被扶養者

(フリガナ) 被扶養者氏名	続柄	生年月日	認定日	継続して扶養している場合に記入		すでに扶養からはずれている場合に記入	
				月平均収入額	職業	扶養をはずれた日	扶養をはずれた理由
				円		令和 年 月 日	理由
				円		令和 年 月 日	理由
				円		令和 年 月 日	理由
				円		令和 年 月 日	理由
				円		令和 年 月 日	理由

扶養を継続している場合

扶養からはずれている場合

所得証明書を添付

R6年度 市区町村発行のもの
所得証明書 「課税証明書」
「非課税証明書」でも可

保険証を添付

削除者の 事業所所在地・名称、事
保険証 業主氏名をご記載のう
え、一緒に提出

受付日付印

事業所所在地	〒 —
事業所名称	
事業主氏名	

※扶養削除する場合、ご記載ください。

TJKへの提出期限は11月15日(金)までとなります。

勤務先を通してのご提出となりますので、勤務先の担当者様のご案内に従ってください。
確認届のご提出がない場合、令和6年1月1日より対象の被扶養者の健康保険証が無効となります。

確認手順・・・被扶養者再認定の詳細は当組合のホームページをご確認ください。

ホームページアドレス：<https://www.tjk.gr.jp/news/r6-sainintei.html>



STEP
1

表面の「被保険者」と「対象となる被扶養者」を確認する
(当組合にマイナンバーの提出がされていない・情報照会の結果、自治体などから結果の返却
がなかった方にお送りしております)

STEP
2

「対象となる被扶養者」の状況に応じて太枠内を記入する
扶養継続の場合・・・「月平均収入額」・「職業」を記入する
扶養削除の場合・・・「扶養をはずれた日」・「扶養をはずれた理由」を記入する
※扶養継続の要件は当組合ホームページをご確認ください。

STEP
3

【STEP2にて「扶養継続」の場合】

再認定対象者である被扶養者の所得証明書をお住みの市区町村の役所へ取りに行く
(マイナンバーカードを使えば、お近くのコンビニエンスストアなどでも取得することが可能です)
※ 海外に居住し「例外要件」に該当している被扶養者で、所得証明書が取れない場合は、以下の書
類をご用意ください。
※ 「例外要件」については、原則非該当の方は扶養削除となります。詳細は、当組合のホームペー
ジをご確認ください。

例外要件	添付書類 (①,②両方必要です)
海外において留学する学生	①ビザ ②学生証or在学証明書等
海外に赴任する被保険者に同行する者	①ビザ ②海外赴任辞令等
観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で、一時的に海外に渡航するもの	①ビザ ②ボランティア派遣期間の証明等
被保険者が海外に赴任している間に、当該被保険者との身分関係が生じたもの	①出生や婚姻等を証明する書類